

# 定 款



三谷セキサン株式会社

福井市豊島1丁目3番1号



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、三谷セキサン株式会社と称し、英文では、  
MITANI SEKISAN CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 砂利、砂、碎石並びにコンクリート及びアスファルト骨材の生産販売
2. コンクリートブロック、パイプ、ポール、ヒューム管、その他コンクリート二次製品の生産販売
3. 合成樹脂二次製品の生産販売
4. 埋立工事、土木工事、舗装工事、とび土工工事の施工、請負
5. 地質調査、測量及び設計コンサルタント業務
6. 娯楽遊技施設の経営
7. ホテル、公衆浴場、食堂並びにドライブインの経営及び運営
8. 宅地及び工業用地等の造成並びに不動産の売買、賃貸借及びその仲介
9. 産業廃棄物の収集運搬、処理、加工、販売及びリサイクル業
10. スポーツに関連する施設の経営並びに賃貸業
11. 駐車場の経営
12. 情報処理委託計算及びコンピュータープログラムなどのシステム開発の業務及び電子計算機システムのコンサルティング業務
13. 電気通信設備機器の売買、加工修理、賃貸借及び据付工事請負業
14. 太陽光、水力、風力、バイオ燃料等の再生可能エネルギーの生産及び売買
15. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福井市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞並びに福井市において発行する福井新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株 式

(会社の発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は3,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(基準日)

第8条 当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

(2)前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とすることができます。

(単元未満株主の権利)

- 第9条 当会社の単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
  2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
  3. 単元未満株式買増請求をする権利

(単元未満株式の買増)

- 第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す旨を請求することができる。

(株式取扱規則)

- 第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2)株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- (3)当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、単元未満株式の買取及び買増請求、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集する。

- (2)前項のほか必要のある場合は臨時株主総会を招集することができる。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長が事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に定めがある事項のほか議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数で行う。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2)当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主又はその法定代理人が、代理人をして議決権を行使せしめようとするときは、当会社の議決権を有する株主に限り委任することができる。

- (2)前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は9名以内とする。

(選 任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(2)取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(解 任)

第20条 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 当会社を代表する取締役は、取締役会で取締役の中からこれを定める。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第24条 取締役会は、法令又は本定款に定めのある事項のほか重要な業務の執行を決定する。

(招集通知)

第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の7日前までに発する。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、全取締役の過半数で行う。

(2)取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問)

第27条 取締役会はその決議により相談役及び顧問を置く事ができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関しては、法令又は本定款に定めがある事項のほか、取締役会規程による。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2)補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を定める。

(監査役会)

第33条 監査役会は、特に法令又は本定款に定めがある事項のほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議し又は決定する。

(招集通知)

第34条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の7日前までに発する。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、全監査役の過半数で行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関しては、法令又は本定款に定めがある事項のほか、監査役会規程による。

## 第6章 取締役、監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第37条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

(2)当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(2)前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第40条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、会社はその支払の義務を免れる。未払の期末配当金及び中間配当金については利息をつけない。

## 第8章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第42条 株主総会は、取締役会の定める買収防衛策の導入及び継続の承認並びに廃止の決定をすることができる。

(2)前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第43条 当会社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てを行うことができる。

(2)前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## 附 則

(1)変更前定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

(2)前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

(3)本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1963年2月27日一部改訂	1975年2月18日一部改訂	2004年6月25日一部改訂
1964年1月25日一部改訂	1978年3月18日一部改訂	2006年6月22日一部改訂
1964年7月25日一部改訂	1982年2月26日一部改訂	2009年6月19日一部改訂
1966年1月28日一部改訂	1983年2月26日一部改訂	2010年6月17日一部改訂
1969年1月25日一部改訂	1988年2月26日一部改訂	2013年6月14日一部改訂
1970年1月26日一部改訂	1989年2月23日一部改訂	2014年6月12日一部改訂
1970年7月25日一部改訂	1991年6月27日一部改訂	2015年6月12日一部改訂
1972年1月31日一部改訂	1994年6月28日一部改訂	2018年6月14日一部改訂
1972年7月31日一部改訂	2000年6月28日一部改訂	2020年6月18日一部改訂
1973年7月25日一部改訂	2001年6月26日一部改訂	2022年6月14日一部改訂
1974年1月30日一部改訂	2002年6月26日一部改訂	
1974年7月30日一部改訂	2003年6月25日一部改訂	

原本と相違ないことを証明する

年 月 日

三谷セキサン株式会社

代表取締役社長 三谷 進治

